

○総務省告示第三百七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和四年九月五日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

[第1表～第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1—1～8—10 略]

別表9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

[略]	[略]	[略]
915.9～928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二以上五以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、915.9MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの（注）
	連続する六以上二〇以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの以上928.1MHzから100kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、920.5MHzに100kHzのn倍を加えたもの及びこれに200kHzの自然数倍を加えたもの（注）

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

[第1表～第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1—1～8—10 同左]

別表9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

[同左]	[同左]	[同左]
915.9～928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの 連続する二以上五以下の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの 928.1MHzに50kHzのn倍を加えたもの以上929.7MHzから50kHzのn倍を減じたもの以下の周波数であって、928.1MHzに50kHzのn倍を加えたもの及びこれに100kHzの自然数倍を加えたもの（注）

	チャンネルを同時に使用するもの	
	連続する五の単位チャンネルを同時に使用するもの	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
928.1-929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャンネルを使用するもの 連続する二の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの 928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位チャンネルを同時に	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

[略]	[略]	[略]

注 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数

[別表9-2~11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

使用するもの	
連続する五の単位チャンネルを同時に使用するもの	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
[同左]	[同左]

[新設]

[別表9-2~11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。